

第2次竹田市有機農業推進計画

令和5年10月
大分県竹田市

【はじめに】

本市は九州のほぼ中央の阿蘇外輪山、九重連山、九州山地の祖母・傾山系に囲まれた地域で、市内各地には豊富な水量を誇る湧水が多く、「竹田湧水群」として環境省の「名水百選」に指定されています。阿蘇外輪山の台地から久住山麓に到る高原地帯は九州有数の露地野菜産地となっており、広大な草原では豊後牛の放牧が行われています。また、中山間地であるが故に地形は複雑で水田の多くは棚田を形成し、水稻を中心に園芸作物などの農業経営が複合的に行われています。

今後、環境と調和した農業生産をより一層推進することは本市の責務であるといえ、環境保全型農業をより推進するとともに、本市の有機農業を推進するために「第2次竹田市有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定します。

有機農業における栽培技術の開発・普及や有機農業者等への支援、市民の理解・関心の増進等、有機農業を推進するための条件整備に取り組むことにします。

第1章 計画策定の背景

国においては平成18年12月に有機農業の発展を目的とした「有機農業の推進に関する法律」が施行され、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が公表されました。大分県でも平成21年2月に「大分県有機農業推進計画」が策定され、国の基本方針の変更を踏まえ、令和4年3月に「第3次大分県有機農業推進計画」が定められました。

また、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」では、豊かな地球環境を維持し、生産活動の持続的な展開を行うため、環境負荷の軽減を図るための取組みが示されています。同戦略のなかで有機農業については、2050年までに取組面積の割合を耕地面積の2.5%（100万ha）に拡大することとしており、環境に配慮した栽培方法である有機農業の重要度が一層高くなっています。令和4年7月には同戦略の実現を目指す通称「みどりの食料システム法」も制定・施行され、環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念のほか、計画認定制度等の創設が盛り込まれています。都道府県や市町村の基本計画の策定が求められ、大分県と県下18市町による「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」が令和4年12月に策定されました。

本市においても有機農業を推進するために平成23年4月に「竹田市有機農業推進計画」を策定し、取り組んできたところです。本市の農業をめぐる情勢の変化や有機農業の実態等を踏まえ、今後の有機農業の推進を図るため「第2次竹田市有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定します。

なお推進にあたっては、令和5年3月策定「第2次竹田市総合計画」や令和3年3月改訂「第2次竹田市農林業振興計画」等関連方針と整合性を図りながら、取り組むこととします。

第2章 計画期間

本計画の期間は、令和5年度よりおおむね5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

第3章 基本理念

本市の農業を取り巻く環境は転換期となり、若い世代の都市部への転出による人口減少や高齢化、生活様式や価値観の多様化、SDG s 等環境に配慮した取組み実施の必要性など、様々な課題に対応していく必要があります。有機農業は法において『化学的に合成された肥料及び化学農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業』と定義されています。

有機農業は持続可能な農業と地域の特性を生かした魅力的な農業を実現するための手段として有効であることから、有機農業による高付加価値農作物の生産拡大と有機農業者の経営安定化を図ることを目的として、以下を基本理念として取り組むものとします。

- 農業者や就農を希望する者が、有機農業に従事できる取組みを実施します。
- 農業者・流通業者・販売業者・消費者が、有機農業により生産される農作物の生産・流通・販売・利活用する取組みを推進します。
- 消費者が有機農業により生産された農作物を簡単に入手できる取組みを推進します。
- 有機農業への理解の増進を図るため、有機農業者と消費者の連携や食育への活用を推進します。
- 有機農業に関わる者のそれぞれの価値観や自主性を尊重し、有機農業を推進します。

第4章 これまでの取組み状況、現状と課題

1 これまでの取組み状況

本市においては平成14年2月に「竹田市クリーン農業推進協議会」を設置して、慣行栽培に対して化学肥料及び化学農薬の使用量を5割以上節減した農作物を認証する本市独自の「竹田市特別栽培農作物認証制度」を設けて安心安全な農作物づくりを推進してきました。生産された農作物はアンテナショップ等で販売されました。しかし平成25年度の認証制度終了とともに協議会の活動も中止しています。この認証制度は生産者の作業負担が増える一方で消費者には認知されにくく、年々取組者数が減っていき、認証制度の機能を十分に発揮できなくなったことが制度終了の原因のひとつです。

また、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく認証（以下「有機JAS認証」という）の取得を推進するとともに、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく環境保全型農業直接支払交付金の活用をおこなっています。

2 現状

本市で有機JAS認証を受けた農家は令和4年度末時点で2件、教育機関（大分県立久住高原農業高校）で1件、総取組み面積は1,189aです。

有機JAS認証は受けずに有機農業に取り組む小規模経営農家の活動も継続して行われています。その土地・季節に合った作物を有機農業で少量多品目栽培し、自ら販路開拓を行い個人向け宅配を行ったり、スーパー・直売所等の小売店や飲食店等に出荷しています。

また、有機農業の栽培方法は知見に乏しく、生産者が独自の技術を開発していましたが、先進有機農家への研修や農業者同士の交流により、有機農業者数も増え、栽培技術も高まっています。

慣行農法においても、適正な肥料・農薬の使用を順守し、安全・安心への取組みを積極的に推進しています。土づくりや適正な肥培管理を基本に、化学合成された肥料や農薬のみに頼らない栽培を心がけるなど、慣行農法の生産者の意識も高まっています。

3 課題

慣行農法の実践者が多い本市では、有機農業を実践する場合に病害虫の発生や農薬飛散などの懸念から周辺の農家とトラブルになることも考えられます。

流通・販路開拓においては、安心・安全な食品を求める消費者が多いものの、昨今の経済不況の中で販売価格に対する生産者と消費者のギャップが多いことが課題です。また手がかかる有機農業では栽培規模が小さく均一な規格の品揃えが難しく取扱量も少ないため、市場やスーパー等での安定的な取引も課題となっています。

有機 JAS 認証の取得においては、小規模経営の農家では人員が十分でなく認証取得や継続に必要な書類作成にかかる時間が負担になり、取得を諦める要因のひとつになっています。このことから有機 JAS 認証取得を試みる農家への支援が必要と考えられます。

また有機農業に限らず、環境への負荷をできる限り低減した農業の推進も必要です。化学的に合成された農薬・肥料を使用しないことだけでなく、加温施設・農業機械等の使用や商品輸送時の燃料使用による二酸化炭素排出量を減らすこと、廃プラスチックを含む農業用廃資材を削減し適正な処理を徹底すること、家畜糞尿や間伐材・家庭の生ごみ等を堆肥化し地域内循環を進める等、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた新たな農業形態への移行が課題になっていきます。

このような新たな農業形態を普及推進するためには、技術体系の確立や指導体制の確立、そして生産者だけでなく市場や販売店、消費者の理解が必要かつ重要となってきます。

第5章 目標

生産者が有機農業に取り組みやすい環境を整備し、消費者が有機農作物を手に入れやすくなるよう、目標を次のように設定し、推進していきます。

1 生産者に向けた啓発・支援

有機農業の手法は生産者により様々で、その土地の気候や土壌等の地理的特徴に合わせた農法を各有機農業者が実証する必要があるため、一律に技術を適応することは難しいと思われます。

このため、全国の試験研究機関、有機農業者、民間団体等で開発・実践されている栽培技術を収集し、地域の条件に適した安定的に品質・収量を確保できる技術体系の確立、そして有機農業に関する技術や知識を個々の農地の状況に合わせ指導できる環境整備を関係機関と共に目指します。

生産者に対しては有機農業の考え方や技術等について講習会等で理解を深めます。

2 有機農業の環境整備

有機農作物の安定的な生産体制の確立を図るため、国や県による事業を活用しながら、必要な機械・施設等の整備の支援を行います。また地域計画の策定に伴い、農業委員会の取り組みや農地中間管理機構との連携による農地の集積・集約化をさらに進め、有機農業を行うために農地が必要な生産者に対し情報提供を行います。

3 農作物の流通対策

有機農業の生産者の経営安定化を図るため、有機農作物の販路確保のため先進農家の事例を参考に、販路開拓を目指します。市内直売所やアンテナショップと連携し有機農作物の取り扱いを増やし、また市内飲食店の利用促進に取り組み、消費者が有機農作物を手に入れやすい環境を整えます。

4 消費者にむけた啓発

消費者の理解・関心を増進するため、有機農業が有する様々な機能についての知識の啓発・普及を行います。食育や地産地消、農業体験学習、交流事業等を通し、消費者や児童・生徒等の市民が理解を深める取組みを支援します。

5 有機農業者数と面積

有機 JAS 認証取得農作物は消費者の理解を得やすく、栽培基準なども明示されているため有機農業の指針の一つとなっています。本市における有機 JAS 認証取得者は令和 4 年度末時点で 3 件、認証圃場面積は 1,189a となっています。有機 JAS 認証取得を推進することで、令和 9 年度までに有機 JAS 認証取得者を 4 件に増加させることを目標とします。

また有機 JAS 認証を取得せず有機農業を行う農業者も多く、全ての有機農業者を完全に把握し数値目標を設定することは難しくなっています。多様化する農業者の価値観・自主性を尊重し、有機 JAS 認証の取得の有無を問わず有機農業に取り組む農業者を支援し、実践者を増やすことを目標とします。

第 6 章 展開方法

1 持続可能な有機農業経営体の育成

- 県や NPO 法人おおいた有機農業研究会等の関係機関と連携・協力しながら、研修会を開催する等、栽培技術・知識を習得・向上できる環境整備を行います。
- 環境に配慮した農業機械導入・施設整備の支援や、環境保全型農業直接支援対策等の活用による支援を行います。
- 有機 JAS 認証制度の意義や申請方法を周知し、認証取得を推進します。
- 堆肥の利用促進を行い、耕畜連携の一環として堆肥の地域循環を図ります。

2 流通・販路拡大と消費者への普及啓発

- 直売所等小売店での有機農作物の販売を促進します。
- 地域イベント等で有機農業を含む環境保全型農業の有する様々な機能の知識の普及・啓発を行います。教育機関等とも連携し、食育として環境保全型農業に対する理解を深めることを促します。
- 教育機関等と連携し、学校給食における地元産有機農産物の導入を促し、地産地消を推進します。